議案第56号

西脇市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

西脇市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和元年８月30日

西脇市長　片　山　象　三

（理　由）

災害弔慰金の支給等に関する法律及び災害弔慰金の支給等に関する法律施行令の改正に伴い、災害援護資金について、所要の改正を行う必要があるため。

西脇市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

西脇市災害弔慰金の支給等に関する条例（平成17年西脇市条例第181号）の一部を次のように改正する。

第15条第３項を次のように改める。

３　償還金の支払猶予、償還免除、報告等、一時償還及び違約金については、法第13条、第14条第１項及び第16条並びに令第８条、第９条及び第12条の規定によるものとする。

附　則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の西脇市災害弔慰金の支給等に関する条例の規定は、令和元年８月１日から適用する。